

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年6月20日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第27号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表天水町の項中

「

町長部局（収入役室を含む。）	課長 室長 政策審議員
----------------	-------------

」を
「

町長部局（収入役室を含む。）	理事 政策審議員 課長 室長
----------------	----------------

」に改め、同表
植木町の項中

「

町長部局	本庁（会計課を含む。） 病院 老人ホーム 隣保館	課長 室長 首席審議員 審議員 総務係長 秘書広報係長 人事係長 財務係長 病院長 副病院長 医局長 部長 事務局長 総看護師長 看護師長 ホーム長 館長
------	-----------------------------------	---

」を

「

町長部局	本庁（会計課を含む。） 病院 老人ホーム ふれあい文化センター	課長 室長 首席審議員 審議員 総務係長 秘書広報係長 人事係長 財務係長 病院長 副病院長 診療部長 事務 局長 総看護師長 看護師長 ホーム長 所長
------	--	--

」に改め、同表

阿蘇町の項中

「

町長部局	本庁（収入役室を含む。） 阿蘇山上事務所 老人ホーム 阿蘇テレワークセンター 病院	課長 室長 課長補佐 次長 総務 係長 人事係長 企画財政係長 所長 園長 所長 病院長 事務長 副院長 事務次長 看護総婦長 看護婦長 薬局長 技師長
教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 局長 次長 所長 校長 教頭 校長 教頭

」を

町長部局	本庁（収入役室を含む。） 阿蘇山上事務所 保育所（内牧保育園及び黒川保育園に限る。） 老人ホーム 阿蘇テレワークセンター 病院	課長 室長 課長補佐 次長 総務 係長 人事係長 企画財政係長 所長 園長 園長 所長 病院長 事務長 副院長 事務次長 看護総師長 看護師長 薬局長 技師長
教育委員会	事務局 給食センター 中学校 小学校	教育長 課長 課長補佐 所長 校長 教頭 校長 教頭

」に改め、同表

千丁町の項中

町長部局	本庁 千草寮 保育所	課長 審議員 寮長 審議員
教育委員会	事務局 中学校 小学校	教育長 課長 校長 教頭 校長 教頭

」を

町長部局	本庁 千草寮 保育所	課長 審議員 寮長 審議員 審議員
教育委員会	事務局 学校給食センター 中学校 小学校	教育長 課長 審議員 校長 教頭 校長 教頭

」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

